

## 第9回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年12月22日（火）17:45～18:04
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：  
（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理

○司会（規制改革推進室 川村参事官） それでは、時間になりましたので、本日開催をされました、規制改革推進会議の会議後の記者会見を開始させていただければと思います。

それでは、最初に小林議長からよろしくお願いたします。

○小林議長 先ほど第9回の規制改革推進会議が行われました。昨日の会見でも申し上げましたように、新内閣発足以降の規制改革推進会議の議論等を踏まえまして、規制改革の事項につきまして、当面の規制改革の実施事項という形で取りまとめを行いました。この件に関しましては、ほぼ全員異議がないということで、原案どおり、規制改革推進会議決定といたしました。

また、今後の規制改革の取組につきまして、非常に多数の活発な意見交換が行われました。委員の御発言につきましては、後ほど事務局から紹介ないし説明を申し上げます。

今般の取りまとめに記載されました規制改革事項につきましては、各省庁の取組を検証して、早期の実現を促してまいりたいと思っております。

また、社会全体のデジタル化に向けた規制改革に引き続き取り組み、できるものから早急に規制改革を実現してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○司会 続きまして、私から本日の委員の方の御意見について、御紹介をさせていただきます。

押印の見直しに関しまして、役所の委員就任に関する承諾書について、最近も紙で書いて押印してくれということと言われる。これは間にコンサルティング会社が入っていたりするところがあるので、見直しについては、相当な時間がかかるという御意見がございました。

95%のオンライン化というのは相当大変で、現場をしっかりと見て取組をしていく必要がある。「許認可の申請だから窓口に来い」という慣行があるのではないか。窓口に来させて挙動を見る必要があるかどうか。本当にオンラインに置き換えることができないのか。IPアドレスとか、マイナンバーカードとか、そういったものを活用してチェックすることができないかという御意見がございました。

次に農業関係でいいますと、農業のところは、制度金融が充実していて、資金調達に困

っていないという話を聞くが、制度金融は補助金であって、企業自身が努力できる素地を整えることが必要である。農業の資金調達の円滑化について検討していきたいという御意見がございました。

また、プロアクティブに議論をしていくべきではないかという御意見がございました。

一括法などがございませけれども、一括してやめるのはよいこと、スピードアップが肝だという御意見もございました。

医療の関係でいいますと、診療報酬についてもっと議論をすべきではないか。

利便性や経済性が無視されて、安全性ばかりを議論して、どんどん話が小さくなってしまいうというのが、医療・介護分野では多い。誰がどういう場でどういうふうに議論するかということが重要で、そういったところで議論していくべきではないかという御意見がございました。

そのほか、国土利用ということで、都市計画の変更とか、建物の用途変更を柔軟にできるようにする必要はあるのではないか。

また、関連する意見として、エネルギーの規制改革でも、国土の利用の在り方が密接に関わっているという御意見がございました。

そのほか、選択的夫婦別姓について、複数の委員から御意見がございまして、研究者としてどういう名前を使っていくか、女性のブランドレグニションに関係をしているとか、結婚して会社の社長が姓を変える場合には、手続がすごく煩雑であるとか、手続をつなげて簡単にしていくべきではないかとか、これは別の方ですが、企業の側から見ても、従業員、部下の名前が変わるとか、そういったところで不便であるという御意見がございました。利便性とか、そういったことで、規制の観点から議論をしてもいいのではないかという御意見がございました。

主な意見としては、以上のとおりでございます。

それでは、ここから質疑応答に入りたいと思いますが、御質問のある方がいらっしゃいましたら、挙手をいただきましたら、私から御案内させていただきますので、社名、氏名をお話の上、御質問をいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

○記者 先ほどの意見の紹介の中で、診療報酬について、利便性や経済性ではなく、安全性ばかりが優先されて、話が小さくなってしまいうという御紹介がありましたが、これは例えばオンライン診療ですとか、特定の診療報酬を念頭に置いたものなのか、それとも診療報酬全体に関わるものなのか、その点を教えてください。

○司会 私からの紹介の仕方がまずかったようでございまして、診療報酬制度の議論についてではなくて、医療の規制に関するものとして、そのような話があったということでございます。

○記者 医療制度全般ということですか。

○司会 診療報酬でそういう議論があったということではございません。診療報酬そのも

のについては議論がありましたけれども、今、申し上げた安全性というのは、医療の規制全般についての話で、診療報酬制度に特化した御意見ではありませんでした。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますか。

○記者 事務局にお伺いしたほうがいいと思うのですけれども、先ほど御案内のあった選択的夫婦別姓について、複数の委員の先生から御意見があったということで、規制の面から議論してもいいのではないかということだったのですけれども、委員の複数の先生方というのは、選択的夫婦別姓に賛成の立場からそのようなことをおっしゃったのでしょうか。複数というのが、賛成なのか、反対なのかということも、可能であれば明らかにしていただいた上で、その辺を教えていただけますでしょうか。

○司会 議論をすべきとおっしゃった方々は、皆賛成の御意見の方でございました。

○記者 追加なのですけれども、今後、規制改革推進会議としては、選択的夫婦別姓は議論に上げていくことになるのでしょうか。

○小林議長 「当面の規制改革の実施事項」については、全員同意という結果でしたが、今後の規制改革推進会議の進め方と考え方について相当議論をした中で、10人近くが選択的夫婦別姓について体験談も交えて意見を述べられました。この問題は、文化的、政治的に難しい問題ではあるものの、わが国の状況は世界を見渡しても特殊であり、今後の日本の経済の効率化も考えると、一つの大きな問題ではないかという意見が多く出ました。この問題についてはもともと女性活躍大臣も法務大臣もおられるわけで、規制改革推進会議としては、文字どおりデジタル化や、今後の日本の成長戦略、デジタルガバメント、投資等、あるいは先ほどのブランドレコグニションに関する雇用・人づくりの問題でこのアイテムが関連するならやっていくということかと思えます。これは河野大臣の最終判断かと思えますが、今後そのあたりを検討していこうというところで、今日は終わっています。

○記者 ありがとうございます。あと、この際なので、小林議長にお尋ねしたいのですけれども、小林議長としては、選択的夫婦別姓の在り方については、どのような御認識をお持ちなのでしょうか。

○小林議長 ある部分の保守系の方々には、日本の歴史や文化にこだわる方も多いかもしれませんが、私自身は個性の時代と思っています。家族というのももちろん重要なのですが、中国や欧米などを見る限り、家族を大切にすることを理由に、自分自身のアイデンティフィケーション、オーセンティケーションとして、必ずしも何も同じ名前を使う必要はないのではないかと。やはり将来の日本のよりIT化された中での利便性を考えると、選択的夫婦別姓、これは選択できるということですから、そのぐらいの自由度は与えるべきではないかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○記者 当面の規制改革の実施事項について、皆さんから話があったということです。ま

さに今し方、小林議長から夫婦別姓についても、その後やっていくかという話があったということですが、選択的夫婦別姓以外で、今後の規制改革の取組という面において、委員の方々からどういった話があったのか、また、当面の規制改革の実施事項以外で新たにこういうことをやっていこうということで一致したものがあれば、お教えてください。

○小林議長 先ほどの事務局からの説明が全てなのですが、こういったものを腹落ちさせてやるためには、2030年あるいは2050年の日本の絵姿というものが重要です。デジタル化と2050年カーボンニュートラルに向けて、パンデミックが何年かに一遍襲ってくるような社会、あるいはレジリエンスが必要な天災とか、地震等、こういうものを含めた日本の社会の中で、今回は、押印や対面を減らしていくといったような、いわゆるデジタルの社会における様々な規制について議論しているわけです。これがあくまでメインになるのだけれども、それよりも少し広げた形で、エネルギー関連とか、2050年カーボンニュートラルの議論があります。これらに関してはいろいろな地域の活性化の問題も含めて、やはり成長戦略というか、日本は何で食っていくのかという、その絵姿が必要です。それを実現するツールとしてデジタル化や環境問題があり、大きな枠組みを一部議論しようという提言もあります。一つの例ではありますが、例えばこのデジタルな時代には電子投票なども議論したほうがいいのではないかとか、あるいはオンライン診療をもう少しアジャイルに改革していくにはどういう方策があるのだろうかとか、アイテムについてというより、方法論について、皆さんから御意見がありました。

最初に御紹介したように、デジタル化を推進し、押印を廃止するというけれども、行動変容が伴っていないというか、現場を知らない人が決めることも多いので、なかなか実質化していない。形式は整ったが、それをどう実質化するか。そんな意見が多い結果となりました。

規制改革の目的は、別にデジタル化そのものが目的ではなくて、いかにいろいろな手続を簡便にして、スピード感を持ってビジネスなり、行政が早く決着できるということ、あるいは日本の成長をそれで勝ち得るということが目的かと思います。それにも関わらず、形だけデジタル化して、それで事足りたようなところが問題であり、将来の方向性をきちんと議論しながらやっていこうという、そういう議論が今日は多かったと思います。

それに加えて、先ほど申し上げた通り、10人近く、女性は1人を除いて全ての方から、選択的夫婦別姓について認めるべきという議論がありました。

○司会 ありがとうございます。他にありますか。

○記者 オンライン診療のところで伺いたいのですが、今回、診療報酬上の取扱いも含めて、夏頃を目途にということなのですが、議論の場が異なるとは思いますが、これはそれぞれ並行して進めるべきというイメージなのか、それとも特例的に一体的に議論したほうがよいという、そういったイメージでしょうか。その辺りを教えてください。お願いします。

○小林議長 これは高橋議長代理、いかがですか。

○高橋議長代理 安全性と信頼性をベースにして、そして、いろんなエビデンスを積み上げた上で議論しないといけないと思います。もちろん厚労省の側で議論もしているし、中医協でも議論をしていると思いますけれども、最後は私たちも含めて議論させていただいて、答えを出していかななくてはならないと思います。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、小林議長、高橋議長代理、どうもありがとうございました。

これで記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。